

令和 2 年

# 第 9 回教育委員会会議録

(開会 令和 2 年 8 月 17 日)

(閉会 令和 2 年 8 月 17 日)

岐阜県可児市教育委員会

令和2年8月17日午前9時00分開会

会場：市役所4階第3会議室

### 出席委員

竈橋義朗君（教育長）

生駒隆昌君（教育委員）

伊藤小百合君（教育委員）

丹羽千明君（教育委員）

小栗照代君（教育委員）

### 説明のために出席した者

瀨瀬新吾君（事務局長）

石原雅行君（教育総務課長）

玉野貴裕君（学校給食センター所長）

渡辺正博君（学校教育課主任指導主事）

千葉智治君（教育研究所主任指導主事）

小川隆行君（学校教育課指導主事）

守口美春君（学校教育課学校支援係長）

辻原詩織君（学校教育課学校支援係）

### 出席委員会事務局職員

木村彰伯君（教育総務課総務係長）

圓藤 亨君（教育総務課総務係）

中水麻以君（教育総務課総務係）

### 日程及び審議結果

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 教育委員報告

5 議 事

①議案第25号 教育に関する予算の意見について（令和2年度可児市一般会計補正予算（第5号））（原案可決）

②議案第26号 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について（原案可決）

③議案第27号 可児市学校給食費規則を廃止する規則の制定について（原案可決）

④議案第28号 可児市立学校の学校徴収金事務取扱要領の一部を改正する訓令の制定について（原案可決）

⑤議案第29号 可児市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定について（原案可決）

⑥議案第30号 令和元年度可児市教育委員会事務の点検・評価について（原案可決）

⑦議案第31号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について（原案可決）

6 報告事項

①可児市中学生期におけるスポーツ活動及び文化活動に関わる指針（案）

7 各課所管事項

8 委員からの提案協議事項

9 その他



### 開会の宣告

- 教育長（笹橋義朗君） それでは、おはようございます。  
令和 2 年の第 9 回教育委員会を開催させていただきます。  
定足数につきましては、過半数を満たしておりますので、この会議、成立するという  
ことをお願いします。

### 前回会議録の承認

- 教育長（笹橋義朗君） 前回会議録の承認について。
- 教育総務課長（石原雅行君） 特に変更はございません。
- 教育長（笹橋義朗君） 7 月の第 8 回の会議で変更なしということなので、そのよ  
うに扱わせていただきます。

### 教育長報告

- 教育長（笹橋義朗君） 次に教育長報告ということですが、夏休みが 2 週間という  
ことで、子供たちは家に帰ってまいりました。今年の夏は特別な夏だったと思いま  
すが、それでも 2 週間休めました。ある別の意味で思い出に残る夏休みになったの  
かなあと思っておりますが、当初にもコロナの感染者が発生して、新聞報道等にも  
ぎわせました。学校名公表ということをしていただいて、感染防止に努めるという  
ことと同時に、誹謗中傷とか人権に関わることについては慎んで対応してくださ  
いと、なった者の身になって考えましょうというようなメッセージ、市長も含めて  
出させていただいております。誰がなるかも分からないことなので、自分がなっ  
たときのことを考えれば、間違った情報とか過大な情報等は慎みたいなと思っ  
ています。今後もしそういうことが出れば、出る可能性も非常に高いので、特  
に可児市はここ毎日感染者が出ておりますので、保護者、またもちろん子供  
にも波及してくることになりますので、そういうときもそのことを何回も  
お願いをしていきたいなあと考えている次第であります。

これから夏休み明けの前期後半が始まりますが、学校のほうは冷房があるので  
まだ安心ですけれども、熱中症に気をつけながら、登下校、ふだんの学校の活  
動を注意深く運営していかなければならないなあと考えています。

以上、教育長報告であります。

### 教育委員報告

- 教育長（笹橋義朗君） 次に、委員の報告として、生駒委員よろしくお願  
いします。
- 教育委員（生駒隆昌君） 改めまして、おはようございます。  
本当に教育長が言われました短い夏休みでしたが、多分子供たちにはと  
ても思い出深い夏休みになったと思います。

可児市のほうは、コロナの感染者数も日に日に増えておる状態の中で、  
子供たちが今日から学校に行っています。朝、笑い声がして、子供たちが  
みんな登校しているのを窓の上から見ましたが、元気に行っているよ  
うですので、安心はしております。

今日から普通の授業ということで、1日やっではおるんですが、やっぱり登下校中の熱中症等、あと感染、かかるかもしれないというリスクを負う中で子供たちがまた生活をしていかなきゃいけないということに非常に心配はしておる中で、元気に行ってほしいと思います。

先般、学校給食費改定案の運営委員会の意見決定に関する報告をさせていただきました。今日は献立を頂きましたが、この夏の暑いさなかの給食ですが、いろんな形で工夫を凝らしていただきまして、今日は冷凍ミカンということで、子供たちもきっと冷たいものを食べて、また午後からの授業ができるような感じもあるなと思いますし、やっぱりこういうときだからこそ、夏ばてしないようなメニューでやっていただきたいなと思いますので、本当に給食というもののウエートが高いんだなと思いました。以上です。

○ **教育委員（伊藤小百合君）** おはようございます。よろしくお願ひします。

前回の教育委員会会議の後に総合教育会議に出席しました。

市長さんから新型コロナウイルスに感染した人のデマに対してということで、先ほども教育長からのお話もありましたけれども、自分の目で見たことだけを話して、それを子供たちに教える必要があるというお話がありました。そのお話を、帰宅してから、自分の子にじゃないですけど、子供たちといろいろ話をしたんですけども、その話をしているときに、ふだんから自分自身の言動が大丈夫なんだろうかということが不安になって、悪気はなくても他人から聞いた話を何げなく他にしたりすることというのはやっぱりあると思うので、改めて生活の中で自分の言動も気をつけていかななくてはならないかなと考えさせられた時間でした。

今回は以上です。

○ **教育委員（丹羽千明君）** おはようございます。

行事等何も報告することがございませんが、今、熱中症ということが、また40度近い気温の中で、学校で体育の授業ができるのかどうかとか、特別教室が使えるかどうか、気をつけてやっていただきたいと思います。

それから、特別支援学級のほうで、中学のチャレンジ学習ですが、夏の予定を秋に延ばしておりましたが、それも中止になったことを報告させていただきます。また、本年度の生活発表会も中止となりましたので、よろしくお願ひします。以上です。

○ **教育委員（小栗照代君）** おはようございます。

7月22日なんですが、令和2年度新任教育委員教育長研修会に参加してまいりました。会場は、ぎふメディアコスモス、岐阜市の図書館がある建物に初めて行って来たんですが、そちらのほうで行われまして、まず、その図書館のほうに早めに行って拝見させていただいたんですが、大変広いところで、本もたくさんありまして、こんなところで本をいろいろ選んだりできるというのは大変幸せなことだなと思いながら、私もそこで少し読んでから参加をさせていただきました。

実際、この研修会のほうに参加をしまして、講師の先生ですが、岐阜県教育委員会教職員課課長の中村課長さんが先生ということで、御講話くださいました。内容としましては、まず最初に岐阜県内の公立の学校の児童数、生徒数は何人でしょうかというような質問がありまして、これはなかなか答えられないな。当てるといってではなくて、すぐにレジュメの後ろに答えがあったので拝見することはできたんですけども、教職

員数は何人でしょうか、教育関係の予算は幾らでしょうかというような質問から、あと内容としましては、教育委員会制度の歴史であったり、地方教育行政の概要、それから学校教育の歴史から将来像というようなお話を伺い、大変勉強になりました。

- **教育長（笹橋義朗君）** ありがとうございます。

## 議事

- **教育長（笹橋義朗君）** それでは、次に議事に移ります。
- **事務局長（額瀨新吾君）** それでは、議案書を御覧ください。  
表紙の裏ページ、目次のとおり、本日は議案が7件です。  
議案第25号 教育に関する予算の意見について（令和2年度可児市一般会計補正予算（第5号））、これは9月議会に出す補正予算の関係になります。  
議案第26号 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について、これは、いじめの重大事態が起きたときに、教育委員会が設置する調査委員会に関する条例の改正に関わるものになります。  
議案第27号 可児市学校給食費規則を廃止する規則の制定について、議案第28号 可児市立学校の学校徴収金事務取扱要領の一部を改正する訓令の制定について、議案第29号 可児市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定について、議案第30号 令和元年度可児市教育委員会事務の点検・評価について、議案第31号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について。

以上、よろしくお願ひします。

- **教育長（笹橋義朗君）** 本日の議案は7件であります。よろしくお願ひいたします。  
このうち、議案第25号 教育に関する予算の意見について、補正予算（第5号）、それから議案第31号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について及びその他の児童生徒校内事故、問題行動、交通事故等の記録についてに関しては、意思形成に関する案件や個人情報やプライバシーに関わる情報のため、教育委員会会議規則第14条の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議ないようですので、この部分を非公開として最後にいたします。

それでは、議案第26号 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見についてを議題といたします。

- **教育総務課長（石原雅行君）** 議案書の3ページを御覧ください。  
議案第26号 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について市長から意見を求められたので、異議がないものとする。令和2年8月17日提出、可児市教育長 笹橋義朗。  
記1. 改正理由、いじめ防止対策推進法（昭和25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合において調査、再発防止に係る提言等を行う第三者組織として教育委員会にいじめ重大事態調査委員会を設置する

ことに伴い改正するもの。

2. 主な改正内容、新第19条、重大事態に対処等するため、教育委員会にいじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する旨を規定する。

第20条、調査委員会の所掌事務等について規定する。

第21条、調査委員会の組織等について規定する。

第23条、市長及び教育委員会または市立学校の保有するいじめに関係する情報の相互提供等について規定する。

3. 施行日、公布の日。9月定例議会の議決日、9月28日を予定しています。

4. 改正文、以下のとおり。

内容は、6月の教育委員会会議にも説明させていただきましたが、それを条文にさせていただきますということになります。

3ページから6ページの右側改正後の下線を付した部分が改正箇所になります。

4ページの第19条では、教育委員会にいじめ重大事態調査委員会を設置することについて規定しています。

5ページの第20条の調査委員会の所掌事務では、重大事態に係る調査や、再発防止に係る提言などを実施することとしています。

第21条では、調査委員会の構成メンバーなど、組織について条文化してあります。

第23条では、市長、教育委員会、学校がいじめ防止及び解決を図るために必要な場合に限り、情報を相互に提供し、共有することができることとしています。以上です。

○ **教育長（籠橋義朗君）** ただいま説明がありましたが、いじめについてはこれまでも可児市は先進地ということで取り組んできています。手続的には起こったら学校と教育委員会が協力してそれに即座に対応しようと。現在は市長の第三者機関として委員会があり、並行調査や再調査で担保していこうというふうでしたけれども、今回教育委員会の組織として常設的に委員を決めて、いじめに対する準備をしていこうというこの改正ですので、さらに強化されるという御理解でいいかなあとと思いますが、皆さん、これについての御意見、御質問、異議ありますでしょうか。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** 前回のときも言わせていただきましたが、これが本来の形であるようなことだと思っております。教育現場の中で起こった事案については、やはり一番最初に教育委員会として即座に動き、そこに対処をしていくというのが一番の方策だと思いますので、このような形で教育委員会の中で行くということは、非常にいいことだと思いますし、今後、いじめが起きた場合でも、いろんな場合に対処できるすべを全て網羅しておるようなふうになりますのでいいと思います。以上です。

○ **教育長（籠橋義朗君）** ほか、ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、御意見、御異議等ほかにないようですので、この議案第26号については、原案のとおり承認するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないようですので、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第27号 可児市学校給食費規則を廃止する規則の制定についてを議題といたします。

○ **学校給食センター所長（玉野貴裕君）** 議案書7ページを御覧ください。

議案第27号 可児市学校給食費規則を廃止する規則の制定について。

可児市学校給食費規則を廃止する規則を次のとおり制定する。令和2年8月17日提出、可児市教育長 籠橋義朗。

記、廃止理由、学校給食費の徴収等について、これまで学校徴収金として学校長が徴収等をしてきたものを、令和3年度から市長が徴収等を行うことに伴い、新たに市規則を制定するため、本規則を廃止するもの。

2. 内容、可児市学校給食費規則を廃止する。

3. 施行日、令和3年4月1日。

4. 改正文、下記のとおりでございます。

可児市学校給食費規則を廃止する規則。

可児市学校給食費規則（昭和55年可児町教育委員会規則第1号）は廃止する。

附則としまして、この規則は令和3年4月1日から施行する。

教職員の負担軽減と働き方改革の一環といたしまして、給食費徴収に係る事務を給食センターで行うよう準備を進めているところでございますが、学校長に代わり市長が給食費を徴収することとなるため、現行の徴収において教育委員会が定めている学校給食費規則を廃止するものでございます。

新たに市長部局で制定する学校給食費規則については、市長が徴収すると改めますとともに、関係条文を分かりやすく改定をしているところでございます。

お手元にお配りをさせていただきました議案書のほかに可児市学校給食費規則と新規制定する市規則との新旧条文を対比したものを参考資料としてお配りしております。

また、第2条に関しまして、別記様式第1号、学校給食申込書が最後のページにあるかと思えます。

右側が改正後の条文といたしまして、下線を付した部分が今回改正する部分で新たに文言等を改めて作り直したものでございます。

学校給食申込書につきましては、これは保護者から児童・生徒が給食を食べるという意思表示をいただくことによって、提供する市と給食費の債務を負う保護者の関係を明確にするというものでございます。かねてより給食費の徴収を委託しております弁護士からの御指摘もあり、また県下でも多くの都市で採用されているものを本市でも実施したいと考えているものでございます。以上でございます。

○ **教育長（籠橋義朗君）** では、議案第27号 可児市学校給食費規則を廃止する規則の制定について説明いただきました。これについて、御意見ありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

特にないようですので、この件につきましては、これまでも事前にいろいろ説明がありました。今回の制定については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議ないようですので、原案のとおりといたしたいと思えます。

では、議案第28号 可児市立学校の学校徴収金事務取扱要領の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

○ **学校給食センター所長（玉野貴裕君）** 引き続き、8ページを御覧ください。

議案第28号 可児市立学校の学校徴収金事務取扱要領の一部を改正する訓令の制定について。

可児市立学校の学校徴収金事務取扱要領の一部を改正する訓令を次のように制定する。令和2年8月17日提出、可児市教育長 籠橋義朗。

記、改正理由、学校給食費の徴収等について、これまで学校徴収金として学校長が徴収していたものを令和3年度から市長が徴収等を行うことに伴い、改正するもの。

2. 改正内容、第2条第4号学校徴収金会計から学校給食費会計を削る。

施行日、令和3年4月1日。

4. 改正文、以下のとおりでございます。

可児市立学校の学校徴収金事務取扱要領の一部を改正する訓令。

可児市立学校の学校徴収金事務取扱要領（平成17年可児市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正します。

左が改正前、右が改正後ということで、第2条第4号の学校徴収金会計を今回削るというものでございます。あわせて、第5条についての文言等について改めるものでございます。

学校で取り扱います徴収金については、目的に応じ4つの徴収金に分けられております。今回、さきの議案第27号にございましたように、学校長に代わり市長が給食費を徴収することとなるため、当該学校徴収金事務取扱要領から学校給食費会計を削るものでございます。また、併せて学校徴収金運営委員会の構成について文言を改めました。

この訓令は、令和3年4月1日から施行いたします。

その他の学校徴収金といたしましては、学年諸費の会計、それから修学旅行積立金会計、卒業アルバム積立金会計、生徒会もしくは児童会の会計、その他校長が認める会計というふうになってございます。以上でございます。

- **教育長（籠橋義朗君）** それでは、この件につきまして、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

〔挙手する者なし〕

特に御意見ございませんので、この件については原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないようですので、この件については原案のとおりといたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議案第29号 可児市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

- **学校教育課主任指導主事（渡辺正博君）** 議案書の10ページを御覧ください。

議案第29号 可児市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定について。

可児市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。令和2年8月17日提出、可児市教育長 籠橋義朗。

記1. 改正理由、年度途中において就学援助を受ける必要がなくなったときに係る対応及び実態に即した就学援助を行うための所得状況等の調査に係る規定、各種様式を追

加等するため改正するもの。

2. 主な改正内容、第9条、第10条、第11条を改正。その他様式の変更と追加。

3. 施行日、令和2年9月1日。

4. 改正文は以下のとおりとなります。以上です。

- **教育長（笹橋義朗君）** ただいまの説明につきまして、御意見等ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、この件につきまして原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、この件についても原案のとおりといたしたいと思えます。

それでは次に、議案第30号 令和元年度可児市教育委員会事務の点検・評価についてを議題といたします。

- **教育総務課長（石原雅行君）** 議案書の18ページを御覧ください。

議案第30号 令和元年度可児市教育委員会事務の点検・評価について。

令和元年度可児市教育委員会事務の点検・評価を別紙のとおり決定する。令和2年8月17日提出、可児市教育長 笹橋義朗。

さきの教育政策会議におきまして、教育委員さんから御意見を頂いた後、各担当課で見直しを行い、本日最終的な報告書として別紙1のとおり提示するものでございます。

修正点につきましては、特に大きな修正はなく、語尾の訂正や文言の統一など軽微な修正を行いました。

教育委員会として最終的な報告書として決定を今日お願いするものです。

なお、本日議決していただいた後に、8月24日からの可児市議会9月定例会に提出するとともに市のホームページにアップをしまして、市民に公表します。以上です。

- **教育長（笹橋義朗君）** ただいま説明していただきましたこの件について、御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようです。この件につきましては、これまでも何度となく、前回も御説明、また御意見いただいておりますので、今回ないようですので、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議ないようですので、このとおり承認をしたいと思えます。ありがとうございました。

## 各課所管事項

### 委員からの提案協議事項

- **教育長（笹橋義朗君）** それでは、各課所管事項ということで、事務局長からお願いします。

- **事務局長（瀬瀬新吾君）** 市議会の第6回定例会、8月9日議会とありますが、今月24日から始まります。9月28日までの36日間ということで、本日の議案第25号、第

26号は市議会に議案としても上程をする予定であります。

また、一般質問は9月3日と4日に予定をされております。教育関係の質問が出てきたら対応していきたいと思っております。以上です。

○ **教育総務課長（石原雅行君）** 今回は特にございません。

○ **学校教育課主任指導主事（渡辺正博君）** 中学校の部活動については、8月1、2日の土・日を区切りとして、3年生の活動を締めくくり、市内の学校同士の交流試合や部内のお別れ活動を実施しました。

7月20日以降、児童・生徒がPCR検査を受検した、または同居の家族がPCR検査を受検したという情報が幾つか報告されています。児童・生徒本人がPCR検査を受検したものとして10件ほど、教職員本人がPCR検査を受検したものとして数件、児童・生徒の家族がPCR検査をし、本人は受検しなかったもの40件ほど、教職員の家族がPCR検査をし、本人は受検しなかったものが数件と。これは、後で述べる今渡北小、蘇南中の事案を除いたものであります。

児童・生徒の家族が検査を受けた場合には報告をいただくことにしておりますので、かなり報告件数が増えております。

児童・生徒の感染症陽性に関わる事案について報告します。

8月3日の夜に今渡北小、蘇南中の児童・生徒がPCR検査陽性という情報が入りました。そこで学校は、保護者宛てに学校の活動を中止することと、外出も控えていただくようすぐメールを使って連絡しました。

感染の拡大を防止するためにクラス名簿、部活動名簿などを準備し、保健所へ提供しました。保健所からの指導で、小学校児童は36名、教員1名、中学校生徒は43名、教員1名、保護者1名がPCR検査を実施しました。これは、濃厚接触者としてのPCR検査ではなく、念のためのPCR検査でした。幸い82名全員が陰性の判定でした。また、陽性の児童も無症状というか、元気になりまして、登校も問題ないということになっております。

学校や教育委員会は、ニュースなどを見て自分のお子さんが心配だという声や、いつまで外出を控えるのかといった相談が入りました。また、感染者を探したり、うわさを流したりすること、誹謗中傷をするようなことについて、感染された家族の気持ちを配慮していただくような連絡も入れました。

8月6日の午後、保護者宛てのメールを配信し、学校の再開について連絡をしました。

8月17日、本日から学校が始まっています。熱中症対策を取るとともに、感染症への対応を行っています。文科省からは、8月6日付で学校の新しい生活様式、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが出されています。一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することのほうが重要であるとされています。また、マスクの着用や登下校の仕方、修学旅行などについても指摘されておりますので、このマニュアルも使いながら夏休み以降を過ごすこととなります。

修学旅行については、県立高校など県立の学校は今年度の修学旅行を中止するという決定が出されています。小・中学校においては、これから校長会のほうで話をしていきます。以上です。

○ **教育研究所主任指導主事（千葉智治君）** 本日は特にございません。以上でございます。

○ **学校給食センター所長（玉野貴裕君）** コロナウイルスの関係で配膳や、喫食時間を短くしていましたが、今日から普段の給食に戻して子供たちに食べていただくということにしております。

先ほど生駒さんから御紹介がありましたように、暑い夏ですので、なるべく冷たいもの、そういったデザート等もできるだけたくさん用意していきたいと考えています。学校教育課さんも御協力いただいて、各学校のほうに、こういう暑い時期ですので、配膳室から届けられる給食等についても御配慮くださいというふうで学校にも衛生管理をお願いしたところでございます。

あと、御紹介ですけれども、明日の献立に飛騨牛井の具を予定しております。これについてですが、可児市広見にございます肉のひぐちさんから、新型コロナウイルスの中、子供たちが大変頑張っていることを応援したいというお気持ちと、飛騨牛の産地の支援を兼ねまして御寄附をいただきましたので、あしたこれを振る舞いたいというふうに思っております。飛騨牛300キログラムを頂戴しましたので、学校放送の中でも紹介をしながら、子供たちに感謝の気持ちを持って食べてほしいというふうに思っております。以上です。

○ **教育長（笹橋義朗君）** それでは、今の各課の報告に御質問、御意見ございますでしょうか。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** 市内の小・中のほうでコロナウイルスということが出たわけですが、幸いにもみんなPCR検査が陰性だったということですが、今渡北小学校、蘇南中というふうに学校名が公表され、保護者の方に連絡があったということです。

皆さん、本当に自分の子供がかかるんじゃないかということを非常に心配してみえて、先ほどもありましたけど、情報の量が限られたものになっているので、いろんな憶測が飛んでいたようです。でも、やっぱり学校側のほうからは、詮索しないとか、犯人捜しという言い方はよくないですけれども、そういう人権のところを大事にするようにということで御連絡があったようで、保護者の方たちもやはりこの部分は非常に心配ではあるけれども理解をして御協力していただいていたように聞いております。実際に今渡北小の保護者の方にも話を聞いたんですけど、やはりそういったところは落ち着いた対応だったし、特に今回は夏休みに入ったときでしたので、それも外出しないという今の話で、非常によかったと思っておりますが、今後またこういったことが子供たちの普通の学校生活の中で起きる可能性もあるので、そこら辺のところを子供たちも含めた人権教育というか、先ほども伊藤委員が言われたみたいに、自分で聞いたこと、見たことしか話さない、情報として扱わないというお話をこの機会にいろんな面で子供たちに指導していただけるといいかなと思います。

やはり、そういったところが今のコロナ禍というところの大きな課題になっておりますので、その部分を今後いろんな教育の中に取り入れてやっていただけることが一番いいんだと思います。

あと、学校名を公表するというのも、実はいかがかなというふうに私は個人的には思

っておるんですけど、県とかそういうところでは学校名を公表するというお話になっておるので、そこら辺のところもまたこういった教育委員会会議の中で課題になるといいかなと思っています。以上です。

これは決定なんですか、学校名を発表するというのは。

- **教育長（笹橋義朗君）** いや、決定ではないです。その事例事例で判断していく。
- **事務局長（瀬瀬新吾君）** 原則として、市の対策本部では学校名を公表すると。そのことで感染拡大の防止にもつなげていくと。出してもいろんな詮索はあるということは聞いておりますが、出さないことによって、また詮索が広がるというような事例も見受けられるということがあって、全国的にもそういったことについて、いろいろ出すほうがいいのか、いや出さないほうがいいのかという議論はなされているのは新聞報道もされておりましたが、可児市としては原則出していくということが市の対策本部での方針になっています。
- **教育長（笹橋義朗君）** 御意見ありますか。
- **教育委員（丹羽千明君）** 学年、性別は出さないという。
- **事務局長（瀬瀬新吾君）** 学校名と10歳未満か10代と、あと性別と人数を出すことになっています。これは、岐阜県が学校再開のガイドラインということで、感染者が発生した場合の対応と同じ対応になっています。
- **教育委員（小栗照代君）** 保護者の立場ですと、私はやはりそうしていただいたほうが、感染拡大防止という点もありますし、もし我が子の学校であれば、もっと極力出ないように、もしかしてうつっているかもしれなければ、ほかの人に感染させないようにというようなこともできるでしょうし、注意深く健康観察もより一層できるので、これぐらいの範囲のところは出したほうがいいんじゃないかなというのは私自身の意見です。

ただ、いじめだとか誹謗中傷ということもありますので、その辺のところは細心の注意を払って、学校にはしっかりと対策していただきたいなというのはあります。

- **教育長（笹橋義朗君）** ほかに御意見ありますか。

この件についてちょっと、大体の合意は得たいとは思っていますけれども、県のほうが10代とか、可児市のということで発表しちゃうもんですから、どこの中学校なんやと、どこの小学校なんやという憶測が飛び交います、まずは。そうすると、またおかしな話も出てきますので、粛々と学校名までは発表して、皆さんに気をつけていただきたい。

それから、これはもうどこの学校が何をやっておったんやじゃなくて、誰もがかかる、どこの学校も危険があって、親も危険がる。明らかにできることはしたほうがいいのかと、言ったほうが人心が安定するというような気が最近できています。

本当にかかっちゃった人なり保護者なり本人は、どちらにしても大変苦しむことになっちゃうんですけども、周りがそういうサポートをできる空気をつくっていきたいなと思っておりますので、今さっき局長から説明があったように、本部のほうで原則学校名を出すということで、本当に特別なことがあれば、またそれはそのときずつ考えますけれども、そのような方針でいきたいなあとと思っています。

新聞にもさっき中日新聞で出ていましたよね。どっちもどっちで、だけどどっちか決

めないかんということであれば、可児市民みんなでやっていくためには、日常のこととしたほうがいいのかと思いました。

○ **教育長（籠橋義朗君）** ほかに御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、委員からの提案協議事項についてはここまでといたしたいと思います。

それから、皆さんの資料に別紙2というのが、可児市中学生期におけるスポーツ活動及び文化活動に関わる指針（案）というのがあると思います。これは、前々から中学生の部活の改革案を教育長の諮問として練りに練って、ずうっと時間をかけて練ってきました。一つのまとまりができましたので、ここに案として皆さんに御提示して、また来月にでも正式にしていきたいなと思って、事前に出しております。

要は、部活の活動時間は平日は週休1回、土・日は2日間の午前か午後、半分という県の通達どおりにしております。

そうすると、もっと部活動をやりたい、保護者として熟練させたい、心身を鍛えたいという要望もございます。そういったときに、子供たちは学校の部活だけでは足りない場合、保護者または地域の指導者に教えてもらうということが基本であります。要は、学校の部活の顧問等についても、非常に部活の顧問となると負担が激しくて、働き方改革に最も障害があるのが部活動だという話で、まずそこに手をつけようと思いました。

となれば、子供が運動をする、スポーツをする環境をどう確保していくかということを見ると、地域、保護者の協力を得ていく。または体育連盟などの力をお借りしながら、指導者もお借りしながら、市民みんなで中学生期、スポーツでいえばジュニアスポーツを発展させていきたいということで、これについては教育委員会と体育連盟と、それから文化スポーツ部の3者で何回か、5回か6回かな、会合を開きながら、どうやって子供たちのスポーツ環境を確保していくかということ考えた結果がこれになりますので、今後、統一して可児市の部活はこういうふうにやっていきますよということが書いてありますので、少し帰ってから読んでいただければありがたいなと思いますので、御紹介をしておきます。また、御意見としては、別の機会に伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

## その他

○ **教育長（籠橋義朗君）** それでは、次にその他、次回の日程を教育総務課長。

○ **教育総務課長（石原雅行君）** 次回ですが、前回お願いをしました9月30日水曜日午後2時からお願いいたします。場所は、市役所5階第2委員会室になります。

10月の日程ですが、10月19日月曜日午前9時からでいかがでしょうか。よろしいですかね。

今まで月曜日というのは、生駒委員の都合で月曜日ということにさせていただいているところなんです、10月は一旦。そしてまた皆さんの御意見などを今後お聞きしながら調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、10月の会議終了後に教育政策会議としまして、新年度予算の概要、主なものについてだけ説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以

上です。

- **教育長（籠橋義朗君）** それでは、そのように予定をしていきたいと思います。  
それでは、ここで15分弱の休憩に入りたいと思います。あの時計で10時5分に再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

（学校給食センター所長退席）

休憩 午前9時51分

再開 午前10時05分

- **教育長（籠橋義朗君）** それでは、休憩に引き続きまして、会議を再開いたします。

（以下非公開）

（以上非公開）

#### 閉会の宣告

- **教育長（籠橋義朗君）** それでは、これもちまして、この会議を終了いたしたい  
と思います。ありがとうございました。

閉会 午前10時40分